

令和6年5月21日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年5月21日(火) ~ 令和6年6月20日(木)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事】 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>大成建設(株)の使用人(現場代理人)が、同社を代表とする共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストーンネル新設(山梨工区)」(東海旅客鉄道株式会社発注)において発生した労働災害について、所管の労働基準監督署に遅延なく法令で定める報告をしなかったとして、令和6年3月19日に鰺沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和6年3月26日に鰺沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:建設工事】 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号	指名停止期間	1か月	指名停止の理由	大成建設(株)の使用人(現場代理人)が、同社を代表とする共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストーンネル新設(山梨工区)」(東海旅客鉄道株式会社発注)において発生した労働災害について、所管の労働基準監督署に遅延なく法令で定める報告をしなかったとして、令和6年3月19日に鰺沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和6年3月26日に鰺沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当
指名停止業者	【登録部門:建設工事】 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号						
指名停止期間	1か月						
指名停止の理由	大成建設(株)の使用人(現場代理人)が、同社を代表とする共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストーンネル新設(山梨工区)」(東海旅客鉄道株式会社発注)において発生した労働災害について、所管の労働基準監督署に遅延なく法令で定める報告をしなかったとして、令和6年3月19日に鰺沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和6年3月26日に鰺沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、靄田 電話番号:0957-22-1500(内線3684) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							